

平成29年7月20日開催

第1回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時35分 開会

◎開会の宣告

○司会(堀越 修) それでは、引き続きまして、第1回高崎市農業委員会総会を開催いたします。

私は、司会を務めさせていただきます農業委員会事務局長の堀越と申します。よろしくお願ひいたします。

今回の総会は、農業委員の任期満了による任命後、最初に行われる総会でございます。総会の開会に当たりまして、富岡市長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。

○市長(富岡賢治) 皆さん、こんにちは。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

何といっても依田さんが亡くなられたのは、高崎の農業のためには痛恨のことでございます、大変フェアな人で、農地法に関するところでいろいろとアドバイスをいただきました。これからというときに誠に残念でございます。亡くなられる1週間前くらいに高崎病院にお見舞いに行ったときには、また退院したら頑張るからと聞いたばかりでございます。本当に残念でございますが、ご冥福をお祈りしつつ、高崎の農業の振興のために皆様方にはお力をいただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

農業委員の新しい制度がスタートしまして、皆様方には、農業の発展のために大変ご尽力いただくことになる、例えば、農地の転用、売買、賃借など、そういう農業に関わるいろんなことをお世話になるだろうと思っています。

高崎の農業を振興するためには、いろんな手当てが必要でございます、市としてできることがあれば何でもやろうという気持ちであります。

私は、高崎の農業生産物がたくさん売れるということが一番だと思っております、後継者問題に対しても農産物が売れなかったら後継者も現れないですから、そのためには何でもやろうと思っております。農産物の販売で、何とか販路を確保するというので、東京や大阪に高崎の農産物を持ち込んで、いろんなフェアで売ったりと、いろんなことをやってきました。農産物と食という視点でお話しさせていただきますが、例えば、焼きまんじゅうを高崎の販売エリアでやりましたら、10日間のスケジュールのうち、最初の4日間は串1本も売れなかったんです。そういうときにアイデアを考えようということで、飲食の関係者が一丸となりまして、もつの煮込みだとか、もつ料理だとか、焼きまんじゅうだとか、そういうものを合わせて出しまして、いろいろ努力いたしましたら、5日目には、もう売れて売れて、最後尾はここですというプラカードを出すようになりました。そうしましたら、ロコミで広がってまいりまして、去年、今年と東京ドームで高崎の食と農産物のフェアをやりましたら、大変売れまして、努力したらそれだけ報われるかなと、こういうふうに思っております。これからも販売は、しっかりやりたいと思っております。

高崎駅の西口にオーバという、要するにイオンモールの専門店街が10月にオープンいたしますけれども、その1階に食品売場ができるわけでございますが、高崎の農産物を売るエリアを別棟で2カ所設けてまいりました。JAを通す通常ルートも大変重要と考えておりますが、JAを通さなくても頑張っている農家を積極的に応援していく仕組みを検討してまいりまして、大分体制が整いました。私は、榛名とか箕郷とかいろいろ回りましたときに、オーバではうちの農産物をいつ売ってくれるんだい、なんて言って皆さんが声をかけてくれますけれども、いや、うんと売りますけれどもあなたの農産物を売るかどうかは分かりません、いいものを出してくれないと、と言っております。これは、一定の

品質基準、出荷基準を設けさせていただきましたが、こういう方針で取り扱いさせていただきたいと思っております。そうやって高崎の農産物のブランド力を高めて、販売につなげていきたいと思っております。

それから、7階では高崎の食の飲食のスペースを設けまして、高崎の農産物を食材として利用した食事ができるコーナーを出させていただきます。これも何でも手を挙げていただければ結構ですよというわけにはいきませんので、有識者会議を設けまして、あのレストランなら大丈夫だということで選ばせていただいたという形でやらせていただいております。そのようなことで高崎の農産物の販売力を高めようと、こう思っております。

その次はスマートインターの所なんですけれども、高崎の農産物を販売するような施設をつくるということでございまして、ちょっと準備が遅れておりますけれども。なぜ遅れているかという、高崎の農産物の価値を知っていて、首都圏の消費者の動向を把握していると、さらには資金力があるということになりますと、お願いするところが限られてまいりますので、今、そういった下準備を進めているところでございます。

それから次でございますけれども、高崎の農業者の方がいろいろ工夫して、6次産業化を進めたり、販売するときの商品を工夫して、パッケージだとかそういう商品も新しい形で消費者アピールできるようなものに変えていったりするとき、多少お力添えをさせていただくということで、農家だけで開発するのは負担がかかることでございますので、市も支援を続けていくということでございます。農業者新規創造活動支援費というので1億5,000万円ほど予算化して、最初は1億円だったんですけれども今年は1億5,000万円で、これはいいプロジェクトだなと思ひまして、進めさせていただいているところでございます。事例を申し上げますと、梅ジュースのボトルのふたを開けますとふたが引っかかるボトルで、これはないだろうということで、もっと格好いいボトルにしてくれないかということで、そういうボトルの開発をするのも農業者の方が負担するのは、それは大変でございますから、こういったものを負担させていただいております。大変人気がありますので、引き続き支援してまいりたいと思っております。

それから3番目でございますが、高崎の農産物を海外のほうに売ろうということで、この間、シンガポールで高崎の農産物を出品いたしましたら、ばかばか売れる、ものすごく売れました。これは品物がよくて、評価も高いのですけれども。さあ、今度ほかにも売ろうと思ったら、そんな簡単にはいかないわけでございまして。例えば、シンガポール高島屋というところで売ると、ものすごく売れていましたけれども、では、恒常的にシンガポール高島屋の食料品売り場で高崎の農産物を持ち込もうとしたら、8社しか入れないということで、また、手続きが非常に大変で、ちょっと今、どうしようかと考えています。そういうことを農業委員のメンバーにもお手伝いいただきまして、新しいことをやっていきたいと思ひます。

最後でございますけれども、新聞でご覧になった方もいると思ひますけれども、ジェットロというものがございまして、47都道府県の中でジェットロの事務所がないのは4県だけでございまして、群馬にもジェットロをということで、では、どこに置かかということになって、高崎か前橋かなんていうことで、両方手を挙げたんですけれども、太田まで手を挙げて、3市が譲らないということになりまして、それで有識者会議の投票でやるということになりまして、きわどいところで高崎に決まりました。ジェットロが成功している例と成功していない例がありまして、例えば、茨城県は成功している例でございますけれども、3年前にジェットロが茨城県に事務所を置かまして、3年前までは青果物の輸出量が2トンだったわけですが、ジェットロが積極的な介入をいたしまして、いろんなことをやりましたら、3年前に2トンだった青果物の輸

出が、170トンまで今きております。そのほか、いろんな果物、野菜もそのくらい輸出が増えている。私も高崎に置いた以上は、そういうふうにするぞということで、気合を込めて高崎にジェットロを持ってきたつもりでいますけれども、私が運営するわけではありませんので。ただ、おぎなりにやりますと全く変わらない。私は、高崎のビジョンを気合を入れてやっていきたと思うので、私の言うことを聞いてくれるかどうか分かりませんが、こうしたジェットロなどの組織をうまく活用して農産物の発展、農業発展に資していきたいと、こういうふうに思っております。

本当に皆様方のお力添えをこれからもどうぞよろしくお願いいたします。また、今日はいろいろ議題がありますので、お世話になります。どうもありがとうございます。

○司会 どうもありがとうございました。ここで富岡市長は公務のため退席させていただきます。

それでは、本日は任命後、初めての総会でございますので、各委員さんの皆様に自己紹介をお願いしたいと存じます。

それでは、1番の清水静枝様から順次ご紹介をお願いいたします。なお、時間の都合上、一言でお願いしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○1番清水委員 中川出身の清水静枝です。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○2番津久井委員 日高町の津久井一義です。よろしくお願いいたします。(拍手)

○3番浦恩城委員 学校栄養士会から参りました浦恩城です。よろしくお願いいたします。(拍手)

○4番佐藤委員 下中居町の佐藤勲と申します。よろしくお願いいたします。(拍手)

○5番青木委員 寺尾町の青木好記でございます。よろしくお願いいたします。(拍手)

○6番塚越委員 木部町の塚越正敏です。よろしくお願いいたします。(拍手)

○7番寺崎委員 乗附町の寺崎正親といいます。よろしくお願いいたします。(拍手)

○8番今井委員 八幡豊岡地区代表の今井隆です。よろしくお願いいたします。(拍手)

○9番須田委員 下大島町の須田直子です。よろしくお願いいたします。(拍手)

○10番中澤委員 浜川町の中澤勝人です。よろしくお願いいたします。(拍手)

○11番高田委員 綿貫町の高田正巳と申します。よろしくお願いいたします。(拍手)

○12番中沢委員 綿貫町の中沢幸子です。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○13番井田委員 下滝町の井田裕といいます。よろしくお願いいたします。(拍手)

○14番大河原委員 倉淵町の大河原藤雄です。よろしくお願いいたします。(拍手)

○15番塚越委員 倉淵町の塚越勤です。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○16番生方委員 北部の箕郷町白川地区よりお世話になります。生方富行と申します。今後ともよろしくお願いいたします。(拍手)

○17番飯塚委員 同じ箕郷町、飯塚大輔と申します。皆さん、よろしくお願いいたします。(拍手)

○18番岸委員 群馬地区の岸です。よろしくお願いいたします。(拍手)

○19番石井委員 中室田町の石井多加志と申します。よろしくお願いいたします。(拍手)

○20番乾委員 中里見町の乾邦明です。よろしくお願いいたします。(拍手)

○21番植杉委員 榛名地区の久留間を担当しています植杉誠と申します。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○22番吉田委員 吉井町の吉田松代です。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○23番中島委員 吉井町の中島隆夫と申します。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○24番新井委員 同じく吉井町の新井元と申します。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○司会 どうもありがとうございました。

続きまして、職員を紹介させていただきます。

まず初めに、農政部の担当をいただいております兵藤副市長でございます。

○副市長(兵藤公保) お世話になります。副市長の兵藤でございます。よろしくどうぞお願ひいたします。(拍手)

○司会 続きまして、農政部部課長をご紹介いたします。農政部、真下部長でございます。

○農政部長(真下信芳) 真下でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○司会 続きまして、右手側、こちらのほうでございます。農林課の高橋課長でございます。

○農林課長(高橋弘之) 高橋でございます。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○司会 田園整備課の金井課長でございます。

○田園整備課長(金井孝文) 金井です。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○司会 農業公社事務局の須川局長でございます。

○農業公社事務局長(須川清孝) 須川です。どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

○司会 続きまして、農業委員会事務局の職員を紹介いたします。

初めに、管理担当でございます。管理担当は、主に農業委員会全体の庶務を担当しております。

事務局長補佐兼管理担当係長の矢嶋でございます。

○事務局長補佐兼管理担当係長(矢嶋 穰) 矢嶋です。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○司会 村山主任主事でございます。

○管理担当主任主事(村山英雄) 村山です。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○司会 再任用職員の静野でございます。

○管理担当再任用職員(静野裕子) 静野でございます。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○司会 続きまして、農地調整担当です。農地調整担当は、主に農地転用等の業務を行ってございます。

農地調整担当係長の竹内でございます。

○農地調整担当係長(竹内礼己) 竹内です。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○司会 中山主査でございます。

○農地調整担当主査(中山ますみ) 中山です。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○司会 武藤主任主事でございます。

○農地調整担当主任主事(武藤 元) 武藤です。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○司会 齊藤主任主事でございます。

○農地調整担当主任主事(齊藤愛美) 齊藤です。よろしくお願ひいたします(拍手)

○司会 千葉主事でございます。

○農地調整担当主事(千葉峻哉) 千葉です。よろしくお願いいたします。(拍手)

○司会 続きまして、農業振興担当でございます。農業振興担当は、主に農地パトロールで、あと各種の団体の補助の業務を行っております。

事務局長補佐兼農業振興担当係長の西でございます。

○事務局長補佐兼農業振興担当係長(西 慎一郎) 西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○司会 河野主査でございます。

○農業振興担当主査(河野一則) 河野です。よろしくお願いいたします。(拍手)

○司会 發地主事でございます。

○農業振興担当主事(發地雄太) 發地です。よろしくお願いいたします。(拍手)

なお、この12名の職員のほか、本日事務局に残り窓口対応しております農地調整担当の佐野主事、高橋主事、農業振興担当の再任用の林、また管理担当の臨時職員の堀越の4名が在籍いたしまして、総勢16名となっております。よろしくお願いいたします。(拍手)

それでは、本日は、市長の招集による総会でございます。農業委員会長が決定されるまで仮議長を選出いたしまして、議事を進めてまいります。ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、この総会の会議録につきましては公開となります。質疑については、挙手をして許可を得てから座席の番号と氏名を名乗って発言するようによろしくお願いいたします。

それでは、仮議長の選出でございますが、私のほうで指名させていただいてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○司会 ありがとうございます。それでは、私のほうから指名させていただきます。

仮議長には兵藤副市長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。(拍手)

ありがとうございます。それでは、異議ないものと認めまして、仮議長は兵藤副市長に決定いたします。

それでは、兵藤副市長、よろしくお願いいたします。

○仮議長(兵藤公保) お世話になります。それでは、ご指名を賜りましたので、会長が選任をされるまでの間、仮議長を務めさせていただきたいと存じます。皆様方には慎重審議、それと円滑な議事の運営にご協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、早速でございますが、議事日程に従いまして進行させていただきたいと存じます。

まず、委員の出席状況を報告をさせていただきます。

ただいまの出席委員は24名ございまして、過半数を超えておりますので、総会は成立をしております。

それでは、議事日程の第1、仮議席の指定についてを上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 管理担当の矢嶋と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、第1、仮議席の指定についてご説明を申し上げます。申しわけございませんが、着座にて説明のほうさ

せていただきます。

高崎市農業委員会総会会議規則第5条第1項の規定により、「委員の議席は、会長が定める」となっております。したがって、会長が選出されるまでの間は仮議席ということにさせていただきます。

現在の着席順序でございますが、農地利用最適化推進委員の担当地区が定まっておりますので、この地区を参考に順番とし、同一地区内では五十音順としたものでございます。そこで、現在の着席順をそのまま仮議席と定めさせていただくことをご提案申し上げます。

以上、簡単ではございますが、事務局の説明を終わらせていただきます。

○仮議長 ただいま事務局の説明がございました。説明のとおり、仮議席を指定をさせていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○全員 異議なし。

○仮議長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

それでは、ただいまの着席のとおり、仮議席と指定をさせていただきます。

続きまして、第2、議事録署名人の指名及び書記の任命についてでございますが、私のほうから指名及び任命をさせていただきたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

○全員 異議なし。

○仮議長 それでは、私のほうから指名をさせていただきます。

議事録署名人には清水壯枝委員、新井元委員を指名させていただきます。書記には河野一則主査、村山英雄主任主事を任命いたします。

それでは、第3、農業委員会会長及び会長職務代理者の互選についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、事務局より説明をさせていただきます。

この件につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項に「会長は、委員が互選した者をもって充てる」という規定がございます。

また、同条第5項には、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」という規定がございます。

そして、高崎市農業委員会選挙規程第2条の規定によりまして、会長及び会長職務代理者の選出につきましては、総会において行うことになっております。

次に、その選出方法でございますが、選挙規程第10条の投票による方法、同じく第15条の指名推選による方法と2通りの方法が定められております。いずれかの方法によって、会長及び会長職務代理者を選出していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○仮議長 事務局の説明が終了しました。

ただいまから会長及び会長職務代理者の互選について、高崎市農業委員会選挙規程に基づきまして選挙を

行います。

これより、この会議を選挙会に切りかえたいと思います。選挙会につきましては、選挙規程第5条により、「総会において選挙を行うときは、会長は、その旨を宣言する」と規定をされており、「委員の任期満了による任命後最初に行われる総会において、会長が選任されていないときは、市長又は市長が認める者とする」と規定をされてございます。本日の会長選挙につきましては、市長が認めるものとして、引き続き私兵藤が進行を務めさせていただきます。

それでは、農業委員会会長選挙及び会長職務代理者選挙を行います。

選挙会は、選挙規程により3分の2以上の出席が必要ですが、本日の出席者は24名で3分2以上の16名を満たしておりますので、選挙会は成立をいたします。

次に、選挙に関する事務を管理するため、選挙管理人1名を定めたいと思いますが、私のほうで指名をさせていただいてよろしゅうございましょうか。

○全員 異議なし。

○仮議長 異議なしとのことでございますので、私のほうから指名をさせていただきたいと思います。

選挙管理人は、農業委員の最年長者でございます植杉誠委員にお願いを申し上げたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

○全員 異議なし。

○仮議長 異議ないものと認め、選挙管理人は植杉誠委員に決定をいたします。

次に、選挙規程第2条の規定により選挙を行うわけでございますが、互選の方法としまして選挙規程第10条の投票による方法と、選挙規程第15条の指名推選による方法がございます。どのような方法がよろしいか、お諮りをさせていただきます。

○11番高田委員 はい。

○仮議長 高田委員さん、どうぞ。

○11番高田委員 11番、高田です。慣例により指名推選でお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○仮議長 ありがとうございます。

ただいま指名推選という提案がございましたが、これにご異議ございませんでしょうか。

○全員 異議なし。

○仮議長 ご異議ないものと認め、選挙規程第15条の規定に基づき、指名推選の方法で行いたいと思います。

初めに、会長の選挙を行います。どなたか指名推選する方はいらっしゃいますでしょうか。

○7番寺崎委員 はい。

○仮議長 寺崎委員さん。

○7番寺崎委員 寺崎といたします。私は、今回4期目で、豊富な経験をお持ちである今井隆委員を推薦したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○仮議長 推薦、ありがとうございます。



ほかに、どなたか推薦なさる方はいらっしゃいますでしょうか。

(少しの間)

○仮議長 それでは、ここで立候補の締め切りをさせていただきます。

ただいま会長に今井隆委員を推薦するとの指名がございました。今井隆委員をもって当選人と定めることにご異議ございませんか。

○全員 異議なし。

○仮議長 ご異議ないものと認め、ただいま全員の同意をもって会長選挙の当選人を今井隆委員といたします。おめでとございます。

事務局は、速やかに当選人に通知をし、承諾を受けてください。

○事務局 はい。

(当選通知を渡し、承諾書を受領)

○仮議長 ただいま無事当選人の承諾が得られました。会長に、今井隆委員が選任をされました。

それでは、会長に就任されました今井隆委員よりご挨拶をいただきたいと思えます。

○会長(今井 隆) ただいま会長ということで皆さんよりご承認いただきました八幡、豊岡地区の今井隆です。よろしくお願ひいたします。

私も、会長というあれには、本当に人格も、器もない人間ですけれども、また先ほど高崎市長さんのお話になっておりましたけれども、前会長が亡くなりまして、あの会長さんも本当に立派な会長さんで、その後を引き継ぐということで本当に重荷なのですけれども、皆さんのご協力をいただきまして3年間やっていく覚悟でございます。

ということで、また高崎市農業委員会も国の指針による農業委員改革ということで、農業委員さん25名、また農地推進委員さん34名ですか、欠員の方がちょっとおられますけれども、そういうことで大所帯になって、これからかじ取りが大変だなと今思っているわけですけれども、農業委員の皆様には、これから許認可要件の協議、また審議等いろいろとございます。お世話になりますけれども、よく、緊張感を持ってやって頑張りましょうなんて言っていますけれども、余りにも緊張してばかりでも大変なので、穏やかな中にそういう中で皆さんから気軽にご意見を出してもらえような環境の中で進めていきたいと思えますので、よろしくお願ひ申し上げまして、就任の挨拶とかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○仮議長 就任の挨拶が終わりました。

それでは、会長が決まりましたので、高崎市農業委員会総会会議規則の定めるところによりまして、議長を会長と交代をさせていただきます。

議事の進行にご協力を賜りまして、大変ありがとうございました。(拍手)

○会長 それでは、副市長さんにかわりまして、今度は議事を進行ということで、兵藤副市長さんにおかれましては、お忙しい公務の中、議事進行していただきましてありがとうございます。また、今後とも農業委員会でいろいろお世話になると思えますけれども、よろしくお願ひいたします。

○副市長 どうも大変ありがとうございました。よろしく、どうぞ。(拍手)

○会長 それでは、会長の職務代理者の選挙を行います。どなたかを指名推選する方は、いらっしゃいますか。

○17番飯塚委員 はい。

○会長 どうぞ。

○17番飯塚委員 17番、飯塚です。会長が旧高崎地域の委員さんと決まりましたので、旧高崎地域以外から、3期目と農業委員の経験も長い塚越勤委員さんが適任ではないかと思ます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

ほかにどなたか推薦される方はいらっしゃいますか。

(少しの間)

○会長 なければ、立候補を締め切らせていただきます。

ただいま会長の職務代理者に塚越委員を推薦するとの指名がございました。

それでは、塚越委員をもって当選人と定めることにご異議はございませんか。

○全員 異議なし。

○会長 全員異議なしということなので、ただいまの全員の同意をもって会長の職務代理者選挙は、塚越委員を当選人といたします。おめでとうございます。

それでは、事務局は速やかに当選人に通知し、承諾を受けてください。

○事務局 はい。

(当選通知を渡し、承諾書を受領)

○会長 無事当選人の承諾が得られました。

それでは、会長職務代理者に就任されました塚越委員よりご挨拶をお願いいたします。

○会長職務代理者(塚越 勤) ただいま会長職務代理ということで就任いたしました塚越でございます。年だけはとっていてそんな器ではございません。しかし、受けたからには全力でできるだけのことをやりたいというふうに思います。

皆さんの温かいご指導とご協力をいただきながら、一生懸命務めていきたいと思ますので、よろしく願ひいたします。(拍手)

○会長 ありがとうございます。

以上をもちまして、選挙会を閉じさせていただきます。

それでは、第4、本議席の指定について上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 ご説明させていただきます。

本件につきましては、総会会議規則第5条第1項の規定により、「委員の議席は、会長が定める」ということになっております。

以上でございます。

○会長 ただいま事務局から説明のあったとおり、議席は会長が定めることになっておりますので、現在お座りいただいている議席を正式な議席と定めたいと思います。

それでは、続きまして、議案第1号に入ります。農地利用最適化推進委員の担当区域の兼任についてを議題といたします。

事務局の説明と提案を求めます。

○事務局 ご説明いたします。議案書の2ページをお開きください。

議案を読み上げ、続いて説明を行わせていただきます。

議案第1号 農地利用最適化推進委員の担当区域の兼任について。農地利用最適化推進委員(以下、「推進委員」という。)に1名欠員が生じたため、高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程第2条に規定される欠員者の担当する区域について、欠員者を補充するまでの間を兼任する推進委員を選任されたい。

地域、高崎、新町。担当区域、南八幡。区域の範囲、阿久津町、木部町、根小屋町、山名町。氏名。平成29年7月20日提出、高崎市農業委員会会長、今井隆。

参考を読み上げます。農業委員会等に関する法律第17条、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。

第2項、農業委員会は、前項の規定により推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならない。

南八幡地域において、地域の推薦を受けた推進委員がお亡くなりになったため欠員が生じることとなりました。つきましては、新たな南八幡区域の推進委員が決定するまでの間、南八幡区域を兼任していただく推進委員を決めていただかなければなりません。事務局といたしましては、隣接する区域の片岡区域か岩鼻、倉賀野、新町区域のいずれかの推進委員にお願いする方法がよいかと思いますが、岩鼻、倉賀野、新町区域は受け持ち区域が広範囲となることから、片岡区域の推進委員に兼任していただくのがよろしいかご提案申し上げます。ご審議のほどよろしく願います。

なお、農業委員も1名お亡くなりになり欠員しておりますけれども、12月議会での同意に向けて事務を進めさせていたいただいているところでございます。

以上で説明を終わります。

○会長 ただいま事務局より説明と提案がありました。皆さんのほうでご意見等ございますか。

(少しの間)

○会長 ご意見がなければ、ここでお諮りいたします。

欠員となる南八幡区域の推進委員が選任されるまでの間、隣接する片岡区域の推進委員に南八幡区域を兼任していただくことでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、異議なしという声がありましたので、南八幡区域の推進委員が不在の間は片岡区域の推進委

員に受け持っていただくことといたします。

続きまして、議案第2号 農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書3ページをごらんください。

議案第2号 農地利用最適化推進委員の委嘱について。農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、次の者に農地利用最適化推進委員を委嘱したい。

地域、担当区域、氏名の順に読み上げます。区域の範囲については、省略をさせていただきます。

高崎、新町地域、新高尾、中川区域、須藤勝彦様。旧市内、塚沢、佐野区域、竹本成一様。片岡区域、松本一正様。南八幡区域、新しい推進委員を選任するまでの間、松本一正委員に兼任していただきます。八幡、豊岡区域、國峯敏幸様。六郷区域、大山茂様。長野区域、紋谷巖様。大類区域、天田重雄様。岩鼻、倉賀野、新町区域、木村和夫様。京ヶ島区域、高見澤理様。滝川区域、田中利男様。

倉淵地域、三ノ倉、水沼区域、塚越洋様。権田区域、中澤澤太郎様。岩水、川浦区域、塚越尚紀様。

箕郷地域、車郷区域、岡田柳治様、島方当己夫様。箕輪区域、森山明様。生原、柏木沢区域、小川行雄様。

群馬地域、金古区域、伊藤英美様。堤ヶ岡区域、福田勤様。国府区域、蜂須賀隆広様。上郊区域、齋藤薫様。

榛名地域、室田区域、伊藤實様、清水隆明様、西山康雄様。里見区域、塚本教司様、松田健様。久留馬区域、清水茂樹様、高橋正好様。

吉井地域、吉井東、吉井西区域、吉田和夫様。岩井、小暮、馬庭区域、春山隆通様。入野区域、武藤聡様。岩平区域、武藤登様。多胡区域、榊原万壽夫様。

平成29年7月20日提出。高崎市農業委員会会長、今井隆。

参考、農業委員会等に関する法律第17条、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。

農業委員会等に関する法律第17条第1項において、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと規定されております。

今回推進委員につきましても、農業委員と同様に3月10日から4月7日まで募集を行い、34名の募集に対し、地域の推薦などを受けた同数の応募がございました。そのうち5月8日に推進委員として適正であるかの確認の評価委員会を開催し、全員適正との評価を受けたところでございます。定員34名のところ1名欠員の33名となりましたが、適任といたしまして、高崎市農地利用最適化推進委員として委嘱してよろしいかご審議いただきたいと存じます。

なお、表中欠員となっております南八幡区域については空欄となっておりますが、先ほどご決定いただきました片岡区域の推進委員さんが担当いたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○会長 ただいま事務局より担当区域と氏名ということで、推進委員さんの説明がありました。区域の範囲は、また後で皆さん目を通しておいってください。

それでは、ここでお諮りいたします。事務局の説明のとおり、農地利用最適化推進委員33名を委嘱してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 異議なしという声がありましたので、委嘱を行うことといたします。

なお、委嘱式は、7月24日の月曜日を予定しております。

次に、議案第3号 調査班長及び副班長の互選についてを議題といたします。

まず初めに、調査班についてですが、高崎市農業委員会調査班設置要領第3条の規定により、「各調査班の委員は会長が定める」とあります。事務局に腹案があればお願いします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 農地調整担当係長の竹内と申します。よろしくお願ひいたします。

調査班設置につきまして事務局の腹案をご提示させていただきます。案をこの後配付をさせていただきますので、少々お待ちください。

(資料配付)

○事務局 お配りいたしましたので、着座にて説明をさせていただきます。失礼いたします。

初めにお配りいたしました高崎市農業委員会調査班(案)について、訂正をお願いいたします。

先ほど選任されました会長及び会長職務代理者につきましては、調査班の構成委員から外れますので、3班、8番、今井隆委員及び1班、15番、塚越勤委員の欄を削除いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、改めましてご説明をいたします。設置いたします調査班は、第1班から第4班までの4班でございます。各班への委員さんの割り振りについてですが、農業委員の名簿順をもとにいたしまして、直近の農業委員経験を踏まえ、南部地区と北部地区の割合が均一になるようにいたしました。なお、南部地区と北部地区でございますが、こちらは委員の皆様の住所地から地区を分けておりまして、南部地区につきましては、旧高崎、新町、吉井地域でございます、北部地区につきましては、倉渕、箕郷、群馬、榛名地域でございます。

また、男性と女性の農業委員につきましても、班で偏りが出ないようにしております。

以上が割り振りについてでございます。

ここで調査班について簡単にご説明をいたします。調査班の主な業務といたしましては、農地法の規定による各種申請事案につきまして、事前に調査が必要と思われる案件につきまして調査を行い、総会にて報告を行うものです。

また、各調査班の担当月がございまして、そちらの表の一番下、欄外のところに記載がございまして、こちらは総会の担当月でございます。

以上、簡単ではございますが、調査班(案)について説明を終了といたします。よろしくお願ひいたします。

○会長 調査班の割り振りについて、ただいま事務局から説明がありました。特に皆さんのほうから問題がなければ、

事務局案どおりの割り振りとしますが、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、異議なしの声がありましたので、事務局案のとおりといたします。

それでは、次に、調査班長及び副班長の互選について説明をお願いします。

○事務局 続きまして、竹内です。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案書は、6ページをごらんいただきたいと思います。

議案第3号 調査班長及び副班長の互選について。高崎市農業委員会調査班設置要領第3条の規定により、調査班ごとの班長及び副班長は互選により選任を求めらるるものでございます。平成29年7月20日提出。高崎市農業委員会会長、今井隆。

先ほどご承認いただきました調査班の第1班から第4班までの各班内で班長と副班長の選任をお願いいたします。なお、班長に選任されました委員につきましては、高崎市農業委員会運営委員会の構成委員を兼任することとなりますので、ご了承をいただきたいと思います。

ここで、運営委員会の概要についてご説明をさせていただきます。こちらの議案の下段を見ていただきたいと思っております。

運営委員会の1、目的、農業委員会の適正かつ円滑な運営を図る。

2、構成、農業委員会会長、会長職務代理者、各調査班班長、農業委員会事務局管理職でございます。

3番、任期、上記任務に在任する期間といたします。

4、掌握事務、①、総会に付議すべき条例等、規定等に関する審議検討。②、総会で決定された事項の推進。③、関係機関団体との連絡等に関することなどでございます。

以上で説明を終了いたします。各班の選任をよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。それでは、班長、副班長の互選については、事務局の説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、異議なしの声がありましたので、事務局の説明のとおりといたします。

それでは、それぞれ調査班ごとに分かれていただき、話し合いをお願いいたします。

なお、事務局が結果を確認に伺いますので、ご報告くださいますようお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、決まったようなので、これより会議を再開いたします。

それでは、調査班の班長、副班長、竹内係長より発表をお願いします。

○事務局 発表します。第1調査班班長に井田裕委員、副班長に津久井一義委員。第2調査班班長、寺崎正

親委員、副班長に乾隆明委員。第3調査班班長に植杉誠委員、副班長に飯塚大輔委員。第4調査班班長に岸吉郎委員、副班長に高田正巳委員でございます。

以上でございます。

○会長 ただいま各調査班の班長及び副班長の発表が終わりました。

ただいまの発表のとおりで皆さんよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま決まりました各班長、副班長におかれましては、よろしくお願いいたします。

それでは、まだ続きがありますので、ここで休憩をちょっととりたいと思います。10分ぐらいとりますか。そうすれば、2時45分にまた再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、時間が来ましたので、これよりまた再開いたします。

それでは、次に、議案第4号 一般社団法人群馬県農業会議の会員についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書7ページをごらんください。

議案第4号 一般社団法人群馬県農業会議の会員について。一般社団法人群馬県農業会議定款第6条第4項第1号の規定により、一般社団法人群馬県農業会議の会員については、農業委員会の会長または当該農業委員会会長が指名した委員とあるため、選任されたい。平成29年7月20日提出、高崎市農業委員会会長、今井隆。

参考、一般社団法人群馬県農業会議定款第6条、この法人は、この法人の目的及び事業に賛同又は賛助する個人または団体であって、規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

第4項、普通会員たる資格を有する者は、この法人の目的及び業務に賛同する個人であって次に掲げる者とする。

第1号、群馬県の地区内の市町村に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会会長が指名した委員。

以下略。

一般社団法人群馬県農業会議は、農業委員会の上部組織であり農業委員会の指導的立場を担っております。農業会議の会員については、一般社団法人群馬県農業会議定款第6条第4項第1号の規定により、農業委員会の会長または当該農業委員会会長が指名した委員とあるため、この会員を選任していただくものでございます。また、高崎市農業委員会に選任する会員は、常設審議委員会の理事就任が予定されているため、選任の際に考慮をお願いいたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。また、一般社団法人群馬県農業会議の会員は、慣例により私が務めさせていただきますことよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、異議なしの声がありましたので、私が務めさせていただきますことにいたします。

予定されました議事は終了いたしました。

これより報告案件に移らせていただきます。

次に、報告第1号 南八幡区域農地利用最適化推進委員の募集について、事務局から報告をいただきます。

○事務局 それでは、議案書8ページをごらんください。

報告第1号 南八幡区域農地利用最適化推進委員の募集について。高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程第9条の規定により、南八幡区域農地利用最適化推進委員1名の募集を行うことについて報告する。

平成29年7月20日、高崎市農業委員会会長、今井隆。

参考、高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程。推薦及び募集等の公表。第7条、農業委員会は、推薦を求め、及び募集を行う際は、次に掲げる方法により、推薦及び応募の方法その他必要な事項を公表するものとする。

第1号、「広報たかさき」への掲載。第2号、高崎市農業委員会及び高崎市農業会議所の発行する広報紙「農家の友」への掲載。第3号、市ホームページへの掲載。第4号、高崎市公告式条例第2条第2項に規定する掲示場への掲示。第5号、前各号に掲げるもののほか、農業委員会が認める方法。第2項、農業委員会は、推薦を求め、及び募集を行う期間の中間及び終了後に、農業委員会等に関する法律施行規則第12条第1号に掲げる事項を、市ホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

推進委員の補充。第9条、農業委員会は、解嘱、失職、辞任等により推進委員に欠員が生じた場合は、この規程に定める手続きに基づき、速やかに推進委員の補充に努めるものとする。

現在欠員となっています南八幡区域の推進委員について、高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程第9条の規定により補充の手続きを始めさせていただきますことをご報告いたします。

なお、同ページ参考の欄、第7条、推薦及び募集等の公表の規定にありますように、広報「たかさき」、「農家の友」への掲載等の必要がございますので、規定にのっとり募集事務を進めさせていただきます。

以上でございます。

○会長 ただいま事務局より参考ということで4点だけ抜粋して説明をいただきました。報告にありましたとおり、推進委員の補充の規定により事務を進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、第10の申合せ事項に入らせていただきます。申し合わせ事項は2点ございますので、あわせて事務局の説明を求めます。

○事務局 西と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案書の9ページをごらんください。初めに、申合せの第1号 平成29年度情報活動の推進に関する



申合せについてご説明させていただきます。恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

申合せ第1号 平成29年度情報活動の推進に関する申合せ。農業委員会における情報活動に関しては、昨年4月に施行された改正農業委員会法においても、農業委員会が行うべき業務の一つとして、旧法と同様に農業一般に関する情報の提供の業務として位置づけられた。このため、農業者等に対し、改正法で新たに農業委員会の業務として位置づけられた農地利用最適化の推進(担い手への集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進)や関係行政機関等への農業委員会の意見の提出を行うための媒体として、情報活動への取り組みはこれまで以上に重要なものとなっている。

よって、農業委員会がその主たる使命である農地利用最適化をよりよく果たせるよう農業者等に対する情報活動を一層強化するため、下記事項をここに申し合わせ決議する。

記1、「農家の友」など農業委員会の情報発信を強化する。

2、農業委員会ネットワーク機構の組織紙である全国農業新聞の普及促進を図り、農業委員及び農地利用最適化推進委員の各1人が新規に2部以上の購読者の確保に努める。拡大目標部数362部。

3、「全国農業図書」の普及推進を図る。

平成29年7月20日、高崎市農業委員会総会。

ただいま朗読申し上げました中の2の全国農業新聞についてでございますけれども、農業委員会として果たすべき役割の一つとして、全国農業新聞の普及拡大運動を行うというものでございます。委員1人当たりについて新規に2人以上の購読者の確保を目標としたものとなっております。委員の皆様にも新聞から得られる情報をもとに地域の推進役として農家の皆様に情報発信を行っていただくという意味合いから、従来からこれまでご購入いただいていた方につきましても、委員就任と同時に契約をいただいております。つきましては、今回新たに委員となられた方で、まだこの全国農業新聞を購読されていない方につきましても、恐れ入りますが、9月からご購入をお世話になりたいということでございますので、よろしく願いいたします。

なお、新聞の発行は月4回、金曜日に発行されますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

なお、この件につきましては、今月7月27日の農業委員さんと推進委員さんとの農業委員会研修会の際に、改めてご説明させていただくこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

申合せ第1号についての説明は、以上とさせていただきます。

続きまして、議案書10ページをごらんください。申合せ第2号 高崎市農業委員会の慶弔に関する申合せ。

趣旨。第1条、この申合せは高崎市農業委員会(以下「委員会」という。)の互助親睦を図るため、慶弔に関し必要な事項を定めるものとする。

慶弔の種類、範囲及び金額、連絡範囲。第2条、委員会が行う慶弔の種類、範囲及び金額、連絡範囲はそれぞれ別表に定めるとおりとする。

返礼の不受。第3条、前条に規定する慶弔については返礼を受けないものとする。

経費。第4条、農業委員及び農地利用最適化推進委員は、この申合せによる慶弔の費用として報酬のうちから毎月500円を負担するものとする。

委任。第5条、この申合せに定めるもののほか必要な事項は、会長が運営委員会に諮ってその都度定める。

平成29年7月20日、高崎市農業委員会総会。

なお、この第2条にある別表は、ページ下の表のことでございますので、ご確認のほうお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○会長 ただいま事務局の説明がございました。この件に対しまして、皆さんよりご意見ご質問等がありましたら、お願いいたします。

なければ、原案のとおり申し合わせといたします。

長時間にわたるご審議を大変ありがとうございます。

以上で予定されていた案件は全て終了しましたので、議長の座をおろさせていただきます。ご協力ありがとうございます。(拍手)

○司会 どうも会長ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○司会 それでは、以上をもちまして第1回農業委員会総会を閉会させていただきます。ご協力ありがとうございました。

午後 3時10分 閉会